

地域内で生産した飼料用米（多収性専用品種）の給与による養鶏経営改善

要約

飼料用米（多収性専用品種）の玄米を「栃木しゃも」に給与し、慣行区と比較した結果、1 日当たり増体重の増加によって肥育期間が短縮した。このことにより、年間出荷回数の増加とそれに伴う年間出荷羽数の増加による収益性の向上が期待できる。

○ 展示のねらい

飼料用米を畜産生産者へ供給する地域内流通体制及び養鶏における経営改善効果を実証する。

○ 主な成果

農家慣行給与法におけるくず米、くず大豆、米ぬかを飼料用米に代替えることで、1 日当たりの増体重が増加し、出荷目安体重までの肥育期間が短縮した。また、飼料要求率が低下した(表 1)。無償で入手していたくず米、くず大麦を、有償の飼料用米に変更したことにより飼料費が割高になったが、肥育期間の短縮により年間出荷回数が増えることによって、一羽当たりの収益性は減少するが年間総売上げは上回ることが可能と考えられた(表 2)。

表 1 発育性及び飼料の利用性

区分	育成率 %	平均 出荷体重 g	平均 出荷日齢 日	平均 増体重 g/日	1羽当たり 平均飼料摂取量 g	飼料 要求率 %
慣行区	100.0	2,602.4	170.0	15.3	10,710.0	4.1
試験区	85.7	2,470.0	120.5	20.5	7,591.2	3.1

- ・給与飼料配合割合：(試験区) 飼料用米70%、市販配合飼料30%、(慣行区) くず米30%、くず大麦20%、米ぬか20%、市販配合飼料30%、出荷目安体重 2,500 g。
- ・試験区の一部で「尻つつき」が発生したため、平均育成率が低下。

表 2 年間経営収支(試算)

区分	販売収益	飼料費	衛生費 (石灰代)	差引き 収益	差額 (試験区-慣行区)	備考 (出荷回数)
慣行区	337,500	34,340	8,320	294,840	—	2回/年
試験区	412,500	37,777	12,480	362,243	67,430	3回/年

※1ロット 50羽、育成率 100%で試算。

○ 今後の方向性

飼料用米を肉用鶏に給与する場合に、雛が食べやすい対策(粉碎や膨潤化など)を検討し発育向上を図る。

実施機関：塩谷南那須農業振興事務所経営普及部

実施場所：塩谷町

問合せ先：栃木県農政部経営技術課技術指導班 TEL 028-623-2322 FAX 028-623-2315